

5、短答

(1) 総論

短答は175点満点で論文試験一科目分しか配点が無いため、コスパの点から時間をかけてまで超上位を狙う必要はないと考えています。他方、短答試験においては例年受験生の3分の1が足切りされます。足切りは何としてでも回避しなければいけません。司法試験全体から短答式試験を見れば、バランス感覚が問われる制度になっていると言えるでしょう。

かつては過去問をグルグルやった受験生が高得点を叩き出す傾向にあり、過去問を重点的にやれば大丈夫という風潮がありましたが、それではH29のように一気に新作問題が増えた年の問題に対応できません。短答を博打にしないためにもある程度網羅的なインプットが必要になります。なお、新試の過去問で苦手分野や頻出分野を炙り出したうえで短答用教材で網羅的なインプットをするため、旧試時代の肢までやる必要はありません。短答は10のあやふやな知識より1の固い知識です。反復の範囲を絞ってもいいのでこの条文・この判例なら大丈夫というような固い知識を1つでも多くストックしましょう。

科目別のおおまかな対策法として、民法は論文に出ない条文をピンポイントで突いてくるので、普段触れない条文の暗記が必要です。重要になるのは制度・条文・条文の趣旨・百選判例を押さえましょう。家族法も同様ですが、条文の比重は財産法より重いといえます。択一六法（東京リーガルマインド）や逐条テキスト（早稲田経営出版）を短答用教材をまとめノートとして用いて、自分の弱い分野を特定した上で強弱をつけつつ網羅的なインプットをしていきましょう。そもそも、まとめノートといっても基本的に短答用教材に記載されている情報以上の知識はいりませんから、自分の手でまとめる事は多くはないと思います。間違えた分野に「正」の字を書いていって苦手分野を炙り出す程度でも足ります。判例六法を使う手もありますが、条文とその趣旨をセットで押さえられる択一六法などの短答用テキストの方が良いでしょう。

憲法は逐条テキストを使いましょう。人権は判例知識から、統治は制度・条文・判例から出題されやすい傾向にあります。過去問を何周かやって頻出分野かつ弱点を炙り出した後は、逐条テキストを用いて網羅的なインプットをすべきです。逐条テキストには判例の判旨と理由付けが載っているので、特に人権分野は判旨と理由付けをしっかり押

さえましょう。もっとも統治は短答用教材の変わりにシケタイ（弘文堂、伊藤真）を使ってもいいでしょう。

刑法は三科目の中で最も論文知識で点が取れる科目です。短答プロパーの知識は限られているので、短答用教材を使わず短答知識を補完する形で自分の苦手分野だけを集めた弱点まとめメモを作るというのでも構いません。私はA4のルーズリーフ一枚に苦手分野を集約したメモ書きを作っていました（pdf参照）。択一六法も使っていましたが図や学説対比を参照するにとどめていました。

3科目通じて百選のべた読みはコスパが悪いので不要です。また、基本書を短答用教材にすえるのはお勧めできません。どうしても論文用知識と短答プロパーの知識が混在しており見分けが付かないことに加え、記述量が多いため直前期や試験期間中に見直すことが難しいからです。弱点まとめメモを自分で作るのもいいですが、その場合は短答プロパー知識のうち苦手なものだけをピックアップして、各科目ルーズリーフ1、2枚でまとめたいです。

肢別本か本番と同じ形式となっている問題集を選ぶべきか迷うところですが、基本的には後者をお勧めします。辰巳の短答パーフェクトなどです。本試験の問題のスタイルに慣れるためです。このとき注意したいのはパーフェクトを肢別本的に使うことです。即ち、問題の下部にある選択肢を使わず、問題の肢を1つ1つ正誤を判断しましょう。

短答パーフェクト等の問題集をやっていくにあたり、全ての肢について、結論・理由付け含め正解できたものには◎を、普通に正解したものは○を、正解したが勘によるものや理由付けを間違えたものには△を、間違えた場合は×をつけます。

◎がついた肢は次の周から飛ばして構いません。また、問題全体の正答率が20%未満の問題は2週め以降解かなくて構いません。20%を割るということは5分の1の当てずっぽうより確率が悪いということであり、再度の出題可能性の低い瑣末な知識かひっかけ問題であると考えられるからです。ページの端を折るなどして次の周以降はスルーしてしまって構いません。

(2) 試験まで時間的余裕のある方のための勉強法

問題集を回して◎・○・△・×をマークしていきます。2、3週目から間違っただ肢を短答用教材に「正」の字でチェックしていただきます。チェックする場所は自分が肢の元ネタになっている条文や判例です。何周かするうちに過去問に頻出でありかつあなたの弱点である分野がひと目でわかる短答用まとめノートが出来上がっています。

ここでいう間違っただ肢には、×だけでなく△も含まれます。自分に厳しくチェックして、自分だけの弱点克服ノートを作りましょう。

1周目で短答用テキストにチェックをつけるとほとんど間違っただ肢等になりかねず、時間ロスとなるので、チェックをつけるのは2周目か3周目からにしましょう。私は3周目からつけていました。5周くらいやると弱点がわかってくるので、後は問題集に割く時間を減らし、そのぶん短答用教材でチェックした分野を中心にべた読みしていきましょう。これが網羅的なインプットとなります。三科目の中でも民法（特に家族法）と憲法統治は条文の素読をする価値が高いです。抵当権の順位などのややこしい部分は担当用教材によく整理されていますので、一覧表を活用し暗記すると同時になぜこのような構造になっているかを理解することが肝要です。

(3) 司法試験や予備試験短答直前期にある方が間に合わせるための勉強法

基本的には上記の方法と同じです。ただし、時間が限られているのである程度割り切った勉強法が必要です。正答率が50%以上の問題のみで1周か2周して弱点を探す→短答用教材にチェックして条文・趣旨・一覧表・百選判例などをべた読み、という方法がお勧めです。なぜ50%で切るかという点、受験生の半数以上が有している知識を身につけるためです。時間的猶予の程度に伴い60%や70%に引き上げるのも1つの手です。

それに加え、繰り返しべた読みしていく中で、チェックがついた部分のうち自分がまだ理解・暗記できていない部分に付箋を貼りましょう。そこは過去問に頻出であるのにもかかわらず自分が苦手とする箇所であり、かつまだ押さえる事のできていない知識だからです。そして、試験数日前から本番中は付箋を貼ったところだけをひたすら繰り返してください。

予備試験は一日中短答対策できますが、司法試験はそうはいきません。三分割した勉強スケジュールのうち、午前の部は短答に使うとか、本当に足きりの危険のある人は夜の部の一部は論文に使いそれ以外は短答に集中する等して、短答対策に注力しつつも論文対策をやる時間を最低限確保しましょう。直前期に足きりの恐怖から短答ばかりやり論文をやらなくなるのは1つの不合格パターンだからです。